

## 社会福祉法人 神戸市北区社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸市北区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条、第25条並びに第40条に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関する事項を定める。

### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 評議員とは、本会評議員をいう。
- 3 有資格監事とは、監事のうち公認会計士または税理士の資格を有し、その資格に基づき選任された者をいう。
- 4 報酬とは、社会福祉法第45条の35で定められる報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称いかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 5 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

- 第3条 有資格監事が、本会の監事監査及び理事会又は評議員会に出席した場合に報酬を支払うことができる。
- 2 役員のうち第2条3項以外のものについては、報酬を支給しない。ただし、費用の弁償を行うことができる。
  - 3 評議員には報酬を支給しない。ただし、費用の弁償を行うことができる。

### (報酬額)

第4条 報酬額は、次のとおりとし、その年間報酬額は150,000円以内とする。

- (1) 監事監査 一人1日につき30,000円以内
- (2) 会議等に出席する場合に一人1日につき10,000円以内

### (支給方法)

- 第5条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、その額を控除して支給する。

### (費 用)

- 第6条 役員ならびに評議員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員ならびに評議員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

### (公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会ならびに評議員会の承認を受けて行う。

### 附則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

施行にあわせて、平成29年3月23日制定の本会役員の報酬に関する規程はこれを廃止する。

### 附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。